# 宫津市公報

平成29年12月1日 宮津市字柳縄手 345番地の1 宮津市総務部総務課発行

=	目	次		
 18 宮津市福祉・教育総合プラザ 19 宮津市庁舎管理規則の一部を 20 宮津市公印規則の一部を改正 21 宮津市保健センター条例施行 22 宮津市財務規則の一部を改正	・改正する規則・ ・する規則・・・・・・ ・規則を廃止する		••••••	2 2 3
 129 宮津市地域子育て支援拠点事 130 宮津市公印の改刻・・・・・・・ 131 宮津市公印の調製・・・・・・・・・・・ 132 宮津市議会定例会の招集・・・ 133 会計管理者の権限に属する事 一部委任の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	  務の出納員への-	- 部委任及び出納	員の当該事務の分	·········· 4 ········ 4 ········ 4 任出納員への
 4 宮津市事務決裁規程の一部を	<b>訓</b> ·改正する規程・	令 ——		5
 54 平成30年度宮津市職員採用候報 55 公示送達・・・・・・・・・・・・ 56 農用地利用集積計画の縦覧・・・ 57 地籍調査による地図及び簿冊の 58 宮津市職員採用試験【後期試験 59 公共下水道の供用及び下水の数	  D閲覧	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		6 6
 <b>《告 示》</b> 9 水道使用料金の収納事務受託		企業	届出 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
 《規 則》 5 宮津市立前尾記念文庫条例施行 6 宮津市立図書館運営規則の一 《告 示》	<b>〒規則を廃止する</b>			
17 宮津市教育委員会定例会の打	召集		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	14

# ——— 選挙管理委員会 ——

———     ——
《告示》
29 京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における投票所内の候補者の氏名及び
当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び
場所 ····································
30 有権者総数の50分の1の数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
31 有権者総数の3分の1の数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
32 有権者総数の6分の1の数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
33 京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所 ・・・・ 15
34 京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における各投票区の投票所 ・・・・・・・・ 15
35 京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ ・・・・・・ 16
36 京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における投票管理者及び同職務代理者の
選任 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
37 京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙の開票の場所及び日時 ・・・・・・・・・ 17
38 京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における開票管理者及び同職務代理者の
選任 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
39 京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における開票立会人となるべき者を定め
るくじを行う日時及び場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
40 京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における期日前投票所 ・・・・・・・・・ 17
41 京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における期日前投票所投票管理者及び同
職務代理者の選任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
42 京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における開票の時刻の繰上げ ・・・・・・・ 18
43 有権者総数の50分の1の数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
44 有権者総数の3分の1の数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
45 有権者総数の6分の1の数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
***************************************
農業委員会
《告示》
15 宮津市農業委員会総会の招集 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

# 規 則

宮津市福祉・教育総合プラザ条例施行規則をここに公布する。 平成29年11月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第18号

宮津市福祉・教育総合プラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市福祉・教育総合プラザ条例(平成29年条例第27号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 条例第2条各号(第3号を除く。)に掲げる施設の開館時間は、次のとおりとする。

施設名	開 館 時 間
子育て支援センター	午前9時から午後4時30分まで
障害者生活支援センター	午前9時から午後6時まで
コミュニティルーム及びクッキングルーム	午前9時から午後10時まで
浜町ギャラリー	午前10時から午後8時まで

2 条例第2条各号(第3号を除く。)に掲げる施設の休館日は、次のとおりとする。

施 設 名	休 館 日
子育て支援センター	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月
	31日までの日並びに毎週木曜日。ただし、国民の祝
	日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す
	る休日が木曜日に当たるときは、その翌日。
障害者生活支援センター	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月
コミュニティルーム及びクッキングルーム	31日までの日
浜町ギャラリー	

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

(使用の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、宮津市福祉・教育総合プラザ使用許可申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。その申請の内容を変更するときも、また同様とする。

(使用の許可)

- 第4条 市長は、申請書を受理し、適当と認めたときは、使用を許可するものとする。
  - (使用時間の超過及び超過料金)
- 第5条 使用時間の超過に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上を1時間とし、30分未満は、これを切り捨てる。
- 2 前項の超過時間に対する使用料は、1時間についてその直前の使用時間区分における1時間当たりの使用料に20パーセント相当額を加算した額とする。

(営利目的の使用)

第6条 条例第4条第3項の規定により浜町ギャラリーを営利を図る目的で使用するときは、使用者が行う展示品その他の展示に係る物品の販売に限るものとする。

(使用料の還付)

- 第7条 条例第6条第2項ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその割合は、次のとおりとする。
  - (1) 公用又は施設の管理上の都合により使用の許可を取り消したとき 10分の10
  - (2) 災害その他不可抗力により使用ができなくなったとき 10分の10

(3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき 10分の8以内

(使用料の減免)

- 第8条 条例第6条第3項の規定により使用料を減免する場合及びその割合は、次のとおりとする。
  - (1) 市又は教育委員会が使用するとき 10分の10
  - (2) 本市に設置されている学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校若しくは中学校の教育課程における活動、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは同法第59条の2の規定に基づき届出を行った施設による保育活動若しくは同法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園の教育課程における活動若しくは保育活動又は与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校の教育課程における活動に使用するとき10分の10
  - (3) 学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教育 課程における活動、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、同法第59条の2の規定に基づき 届出を行った施設若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律(平成18年法律第77号)第3条に規定する認定こども園による保育活動又は同法第39条の2 第1項に規定する幼保連携型認定こども園の教育課程における活動若しくは保育活動に使用するとき(前号に規定する使用を除く。) 10分の5
  - (4) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条に規定する身体障害者手帳、「療育手帳制度 について」(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知) に基づく療育手帳又は 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第45条に規定する精神障害 者保健福祉手帳を所持する者が使用するとき 10分の5
  - (5) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長が相当と認める割合
- 2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、あらかじめ宮津市福祉・教育総合プラザ使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この規則は、平成29年11月27日から施行する。

\_\_\_\_\_ \* \* \* \_\_\_\_

宮津市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

# 宮津市規則第19号

宮津市庁舎管理規則の一部を改正する規則

宮津市庁舎管理規則(平成9年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「「庁舎」とは、」の次に「市の事務又は事業の用に供する」を加え、「並びに」を「及び」に改め、「設備」の次に「並びに宮津市字浜町3012番地に存する建物その他一切の設備(行政執務室に関係する部分に限る。)」を加える。

第3条第4項中「庁舎」の次に「(宮津市字浜町3012番地に係る庁舎を除く。)」を加える。 第15条に次のただし書を加える。

ただし、宮津市字浜町3012番地に係る庁舎については、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成29年11月27日から施行する。

----- \* \* \* -----

宮津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

#### 宮津市規則第20号

宮津市公印規則の一部を改正する規則

宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表中「 市長印 |正方形 |21 | 市長名をもって発する文書 |2 |総務課

|行政係長 | 」を

| 市長印 | 正方形 | 21 | 市長名をもって発する文書 | 2 | 総務課 | 行政係長 | に改める。 | 市長印 | 正方形 | 21 | 市長名をもって発する文書 | 1 | 地域福祉介護課 | 地域福祉係長 |

附則

この規則は、平成29年11月27日から施行する。

\* \* \* -----

宮津市保健センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年11月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 宮津市規則第21号

宮津市保健センター条例施行規則を廃止する規則

宮津市保健センター条例施行規則(昭和62年規則第8号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成29年11月27日から施行する。

----- \* \* \* \* -----

宮津市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

#### 宮津市規則第22号

宮津市財務規則の一部を改正する規則

宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第89条第4項中「35万円」を「40万円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

<u>告</u> 示

#### 宮津市告示第129号

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年11月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成21年告示第134号)の一部を次のように改正する。 第3条を次のように改める。

(事業の名称及び実施場所)

第3条 事業の名称及び実施場所は、次のとおりとする。

名称 宮津市子育て支援センターにっこりあ

実施場所 宮津市字浜町3012番地 宮津市福祉・教育総合プラザ内

第4条第1項中「島崎げんきっこひろば」を「宮津市子育て支援センターにっこりあ」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 開設時間 開設日の午前9時から午後4時30分まで
- (2) 開設日 木曜日を除く日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)

第4条第2項を次のように改める。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する開設時間又は開設日を変更することができる。

附則

この要綱は、平成29年11月27日から施行する。

\_\_\_\_\_ \* \* \* <u>\_\_\_\_</u>

#### 宮津市告示第130号

宮津市公印のうち市長印を改刻したので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第5条第2項の 規定により告示する。

平成29年11月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市長名をもって発する文書	平成29年11月27日

\* \* \* —

#### 宮津市告示第131号

宮津市公印として、新たに宮津市長印を次のとおり調製したので、宮津市公印規則(昭和49年規則 第16号)第5条第2項の規定により告示する。

平成29年11月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市長印市長名をもって発する文書	平成29年11月27日

\_\_\_\_ \* \* \*

#### 宮津市告示第132号

平成29年第4回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 期 日 平成29年11月29日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

\* \* \* \_\_\_\_

# 宮津市告示第133号

平成28年4月1日付け宮津市告示第63号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

平成29年11月27日

宮津市長 井 上 正 嗣

# 1 変更した内容

	設置(部)課	出納員とな る者	分任出納員 となる者	委任する事務
変更前	健康福祉部 地域福祉介護課 教育委員会事務局 社会教育課	会計課長	地域福祉介 護課に所属 する職員 社会教育 に所属する	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 介護保険料の収納 コピー使用料等相当額の収納 証明手数料(障害者控除認定)の収納 宮津市史等頒布収入の収納 コピー使用料相当額の収納
変更後	健康福祉部 地域福祉介護課	会計課長	職員 地域福祉介 護課に所属 する職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 介護保険料の収納 コピー使用料等相当額の収納 証明手数料(障害者控除認定)の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料(コミュニティルーム及びクッキングルーム) の収納
	教育委員会事務局 社会教育課		社会教育課 に所属する 職員	宮津市史等頒布収入の収納 コピー使用料相当額の収納 福祉・教育総合プラザ使用料(浜町ギャラリー)の収納

2 変更年月日 平成29年11月27日

宮津市訓令甲第4号

庁中一般 各かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成29年11月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程(昭和60年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表第4地域福祉介護課長専決事項の表中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。 5 コミュニティルーム及びクッキングルームの使用許可に関すること。

別表第4健康増進課長専決事項の表第4項を削る。

附 則

この規程は、平成29年11月27日から施行する。

# 公 告

#### 宮津市公告第54号

平成30年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験【後期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

平成29年11月6日

宮津市長 井 上 正 嗣

# 第1次試験に合格した者の受験番号

I 1 0 0 4	I 1005	I 1 0 0 7	I 1009
I 1 0 1 5	I 1 0 2 7		
J 2 0 0 1	J 2 0 0 2	J 2 0 0 9	J 2 0 1 0
O 5 0 0 1			
S 7 0 0 2			
U 8 0 0 5	U8007	U8009	
X 9 0 0 1			
Y 9 0 5 1			

## 第2次試験の実施要領

- 1 個別面接
  - (1) 日時 平成29年12月9日(土)
  - (2)場所 宮津市字柳縄手345番地の1 宮津市役所
- 2 身体検査

健康診断書により行います。

\* \* \* \* -----

# 宮津市公告第55号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。 平成29年11月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下掲示済)

#### 宫津市公告第56号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により平成29年度農用地利用 集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成29年11月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成29年11月24日

至 平成29年12月8日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課(別館3階)

#### 宮津市公告第57号

宮津市宇須津の一部、字江尻の一部及び字難波野の一部の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり閲覧に供します。

平成29年11月27日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 地図及び簿冊の名称

宮津市字須津の一部、字江尻の一部及び字難波野の一部の地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成29年12月1日(金)から平成29年12月28日(木)まで

- 3 閲覧場所及び時間
  - (1) 市役所閲覧

場所	期間	時間
宮津市役所 建設部土木管理課	12月1日(金)~12月28日(木) ※ただし、土・日・祝日を除く。	午前8時30分~午後5時

(2) 現地閲覧

場所	期間	時間
吉津地区公民館	12月7日(木)及び12月12日(火)	午前9時~午後8時
江尻公会堂	12月18日(月)及び12月19日(火)	午前9時~午後8時
府中地区公民館	12月20日(水)及び12月21日(木)	午前9時~午後8時

- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、宮津市長に対し、訂正の申出をすることができます。
- 5 誤り等訂正の申出は、書面での申出となりますので、各自印章を持参ください。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求により閲覧場所で交付します。

宮津市公告第58号

宮津市職員採用試験【後期試験(追加実施分)】実施要項

平成30年度宮津市職員採用試験【後期試験(追加実施分)】を次のとおり実施します。 平成29年11月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 試験区分、受験資格及び採用予定者数
  - (1) 一般試験

試験区分	受 験 資 格
	平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高
建築技術職	等専門学校、高等学校(各同程度と認めるものを含む。)において専門(建築)
	課程を修得し卒業した方又は平成30年3月末日までに卒業見込みの方
	平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高
土木技術職	等専門学校、高等学校(各同程度と認めるものを含む。)において専門(土木)
	課程を修得し卒業した方又は平成30年3月末日までに卒業見込みの方
保健師	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方(平成30年3月
体 健 神	末日までに同免許の取得見込みの方を含む。)

(2) 社会人試験

試験区分	受 験 資 格
	次のいずれにも該当する方 ① 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、1級又は2
建築技術職	級建築士のいずれかの資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験(建築関係業務に限る。)が5年以上ある方(平 成29年12月1日時点)
	※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、 自営業等において常勤(1週間の勤務時間数が30時間以上)で就業していた 期間が該当します。

土木技術職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、1級土木施工管理技士又は技術士(建設部門又はこれに準ずる部門)のいずれかの資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験(土木関係の設計業務、施工管理等の業務に限る。)が5年以上ある方(平成29年12月1日時点) ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤(1週間の勤務時間数が30時間以上)で就業していた
	期間が該当します。
保健師	次のいずれにも該当する方 ① 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、保健師免許を有する方 ② 民間企業等で職務経験(保健師業務に限る。)が3年以上ある方(平成29年12月1日時点) ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤(1週間の勤務時間数が30時間以上)で就業していた期間が該当します。

- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 「保健師」において、資格を取得見込みで受験した方が、平成30年3月末日までに資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 採用予定者数((1)一般試験と(2)社会人試験の合計人数)

試験区分	採用予定者数
建築技術職	1名
土木技術職	若干名
保 健 師	若干名

2 試験の日時及び場所

区	分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験		
日	時	平成30年1月14日(日) 午前9時30分(午前9時20分集合)	第1次試験合格者に文書で通知します。		
場	所	宮津市福祉・教育総合プラザ (宮津シーサイドマートミップル内)	宮津市役所		

- 3 試験方法及び内容
  - (1) 一般試験
    - 第1次試験
      - ①試験科目

区 分	試 験 科	目
建築技術職	一般教養試験・専門試験(建築)・適性検査	
土木技術職	一般教養試験・専門試験(土木)・適性検査	
保 健 師	一般教養試験・専門試験(保健師)	

②試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推 理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題・試験時間2時間(高校卒、保健師は1 時間30分)

	<b>建築</b> (大学、短大、髙 本)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画 (都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
	建築 (高校卒)	数学・物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法 規、建築施工
	土木 (大学、短大、高專卒)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、土木施工
	土木 (高校卒)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学 (構造力学、水理学、土質力学)、 土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
	保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事	務適性検査	筆記試験 試験時間10分

# 第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、平成29年11月30日以後に診断されたものに限ります。)

- ②個別面接
- (2) 社会人試験

# 第1次試験

①試験科目

区	分	話	験	科	目	
建築技	術職					
土木技	術職	基礎教養試験・適応性討	、験・作文			
保質	師					

# ②試験方法・内容

"	114 ALCOM	
Ĭ		多枝選択式筆記試験・出題数75題・試験時間1時間30分
		(出題分野)
		社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な
	基礎教養試験	思考を問う分野の3分野から出題
		(備考)
		受験者が仕事をしながら受験することを考慮した、受験のための特別な準
		備が必要のない内容
ĺ	適応性検査	筆記試験 試験時間20分
ĺ		作文については、下記の記入要領に基づき、試験日当日に持参し、提出し
		てください。
		【作文の記入要領】
		課題:「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」
		上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200
	作 文	字以内で記述してください。(ワープロ打ちでも可としますが、氏
		名は自署してください。)
		(1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体
		を取り巻く現状・課題認識
		(2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にど
۱		う活かしていきたいか

# 第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、平成29年11月30日以後に診断されたものに限ります。)

## ②個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提 案していただきます。

#### 4 合格発表

	区	分		2	発表	の	時	期	及	び	方	法			
	第1次台	格発表	2月上旬(予	·定)	宮津	市役	折の:	揭示	板に	揭示	する	ほか	合格者	に文書	で通
Γ	最終合	格発表	2月下旬(予	·定)	知し	ます。									

- ※ 電話による合否の問い合わせには応じません。
- 5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登載し、必要に応じ採用します。なお、この 名簿の有効期間は、平成31年3月31日までです。

6 採用予定年月日 平成30年4月1日

7 受験申込みの方法

	≪一般試験≫
	①受験申込書(写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き)
	②最終学校の卒業証明書(卒業証書の写し可)又は卒業見込証明書
	③最終学年までの成績証明書
	※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してくだ
	さい。
│ │ 提 出 書 類	④資格・免許状の写し(※保健師受験者のみ。)
旋山青類 	・保健師免許証の写し(取得見込みの方は受験申込時には不要。)
	<b>《社会人試験》</b>
	①受験申込書(写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き)
	②最終学校の卒業証明書(卒業証書の写し可)
	③最終学年までの成績証明書
	※ 大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してくだ
	さい。
	※ 最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことに
	より発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。
	④職務経歴書
	⑤資格・免許状の写し(※建築技術職、土木技術職、保健師受験者のみ。)
	・ 建築技術職…1級又は2級建築士のいずれかの資格の写し
	・ 土木技術職…1級土木施工管理技士又は技術士のいずれかの資格の写し
	・ 保健師…保健師免許証の写し
郵送で提出	封筒の表に「職員採用試験」と朱書し、受 験 票 送 付 用 封 筒 (はがきが入る大き
する場合	さの封筒に宛先を明記し、82円切手をはったもの)を同封してください。
申込先	
(3))	

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。

(ホームページアドレス http://www.city.miyazu.kyoto.jp)

8 受験申込みの受付期間

平成29年11月30日(木)から平成29年12月26日(火)まで

〈受付時間〉午前8時30分~午後5時

※ 郵送の場合は、12月26日(火) [締切日] 午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(平成29年4月1日現在)

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、1月9日(火)までに届かない場合は、職員 係までお問い合わせください。

- ※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。
- ※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

区分	大 学 卒	短 大 卒	髙 校 卒
初任給	178, 200円	158,800円	146, 100円

- ※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。
- ※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。
- 10 試験結果の開示

9 給与等

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、直接来庁してく ださい。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

区	分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第12	次試験	<b></b>	総合順位及び 総合得点	各合格発表の	宮津市役所本館3階(総務 部総務課職員係)
第28	次試験	不合格者	総合順位	日から2週間	(土曜日、日曜日及び祝日 を除く、午前8時30分から 午後5時15分まで)

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係(本館3階)

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121内線231・232

# 【参 考】

地方公務員法第16条(抄)

- 〇 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図(略)

\* \* \*

# 宮津市公告第59号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定 により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成29年11月30日から2週間、宮津市建設部上下水道課(本館南棟2階)におい て縦覧に供します。

平成29年11月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日 平成29年12月15日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域 宮津市字江尻の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 宮津市字江尻の一部

- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別 分流式
- 5 略図

別紙のとおり(略)

# \_\_水 道 企 業\_\_

# 《告示》

宮津市水道告示第9号

平成29年4月1日付け宮津市水道告示第2号で告示した水道使用料金の収納事務受託者から名称の変更及び収納受付終了の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年12月1日

宮津市水道事業 宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 変更事項
  - (1) 受託者の名称

変更前 株式会社セコマ

変更後 株式会社セイコーマート

(2) 変更年月日

平成29年11月1日

- 2 終了事項
  - (1) 受託者の所在地及び名称 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ
  - (2) 終了年月日 平成29年12月31日

# 教育委員会

# 《規 則》

宮津市立前尾記念文庫条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年11月24日

宮津市教育委員会 教育長 山 本 雅 弘

## 宮津市教育委員会規則第5号

宮津市立前尾記念文庫条例施行規則を廃止する規則

宮津市立前尾記念文庫条例施行規則(昭和58年教委規則第6号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成29年11月27日から施行する。

----- \* \* \* <u>-----</u>

宮津市立図書館運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月24日

宮津市教育委員会 教育長 山 本 雅 弘

## 宮津市教育委員会規則第6号

宮津市立図書館運営規則の一部を改正する規則

宮津市立図書館運営規則(昭和58年教委規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例第42号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第6条」を「第7条」に改める。

第3条中「図書館の開館時間」を「条例第2条に規定する図書館の開館時間」に、「次のとおり」を「午前10時から午後8時まで」に改め、「午前9時から午後5時30分まで」を削る。

第4条第1号中「月曜日」の次に「(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の日であって、その日に最も 近い休日でない日)」を加え、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「1月2日」を「1月1 日」に、「同月4日」を「同月3日」に、「12月28日」を「12月29日」に改め、同号を同条第2号とし、 同条第5号中「の末日」を「最終木曜日」に、「前各号の休館日」を「休日」に改め、同号を同条第3号とし、同条第6号を削り、同条に次の1号を加える。

(4) 特別整理期間(館長が図書館資料の整理のため必要と認める10日以内の期間)

第9条の見出し並びに同条第1項中「図書」を「図書館資料」に改め、同条第2項中「図書」を「図書館資料」に、「手続を経」を「図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)を提出し」に改め、同条第3項中「図書」を「図書館資料」に、「冊」を「点」に改め、同条第4項中「不適当と認めた図書」を「不適当と認めた図書館資料」に改める。

第13条を第16条とし、第12条を第15条とし、同条の前に次の2条を加える。

(移動図書館)

- 第13条 図書館に移動図書館を設置し、市内を巡回して、図書館資料の館外貸出し及びその他の事業を行うものとする。
- 2 移動図書館の巡回日時等は、館長が別に定める。
- 3 移動図書館の図書館資料の館外貸出しは、第9条第3項の規定にかかわらず、1人1回に15点以内とし、館外貸出しを受けた場所及び日時を基準として、当該場所における次の巡回日までとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(複写の手続)

- 第14条 入館者が図書館資料の複写を希望するときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に 規定する範囲内において、これを行うことができる。
- 2 図書館資料の複写を希望する者は、図書館資料複写申込書に実費相当額を添えて館長に申し込まなければならない。
- 3 館長は、前項の図書館資料の複写を不適当と認めたときは、その申込みに応じないものとする。
- 4 図書館資料の複写に伴う著作権に関することについては、当該複写の申込みをした者及びその利用者がその責めを負うものとする。

第11条を削る。

第10条の見出し中「貸出文庫」を「団体貸出」に改め、同条第1項中「団体等の図書の利用を図るため、貸出文庫を設ける」を「団体等は、図書館資料の団体貸出を受けることができる」に改め、同条第2項中「貸出文庫を利用しよう」を「団体貸出を受けよう」に、「貸出文庫利用」を「団体貸出利用」に、「登録手続き」を「登録手続」に改め、同条第3項中「貸出文庫で利用できる図書」を「団体貸出を受けることができる図書館資料」に、「冊」を「点」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(利用者カードの申込手続)

- 第10条 利用者カードの交付を受けようとする者は、図書館利用者カード申込書を館長に提出しなければならない。
- 2 前項の申込みに当たっては、前条第1項に規定する者であることを証明するに足りると館長が認める書類を提示し、確認を受けなければならない。

(利用者カードの紛失等)

第11条 利用者カードを紛失し、若しくは破損したとき、又は図書館利用者カード申込書の記載事

項に変更があったときは、直ちに館長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により届出のあった紛失又は破損に係る利用者カード及び第9条第1項に規定する者に該当しなくなった者に係る利用者カードは、無効とする。
- 3 利用者カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

附 則

この規則は、平成29年11月27日から施行する。

#### 《告示》

宮津市教育委員会告示第17号

平成29年第15回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月20日

宮津市教育委員会 教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 平成29年11月22日(水)午前9時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

# 選挙管理委員会

## 《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第29号

平成29年11月19日執行予定の京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における投票所内の 候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時 及び場所を、次のように定める。

平成29年11月6日

宮津市選挙管理委員会 委員長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成29年11月10日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

\* \* \* -----

# 宮津市選挙管理委員会告示第30号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年11月9日

宮津市選挙管理委員会 委員長 堀 口 善 一

322人

\* \* \* ----

# 宮津市選挙管理委員会告示第31号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、 選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に 要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年11月9日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

5,354人 \* \* \* \*

# 宮津市選挙管理委員会告示第32号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の 数は、次のとおりである。

平成29年11月9日

宮津市選挙管理委員会 委員長 堀 口 善 一

2,677人 \* \* \* ———

# 宮津市選挙管理委員会告示第33号

平成29年11月19日執行予定の京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙におけるポスター 掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成29年11月9日

宮津市選挙管理委員会 委員長 堀 口 善 一

(以下省略)

\* \* \* —

# 宮津市選挙管理委員会告示第34号

平成29年11月19日の京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における各投票区の投票所を、 次のように定める。

平成29年11月10日

		委員長 堀 口 善
投票区名	建物の名称	所 在 地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	〃 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
第5投票区	城南公民館	〃 京口126番地
第6投票区	城東会館	〃 吉原2573番地
第7投票区	たんぽぽ保育園	〃 惣906番地
第8投票区	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
第9投票区	中村公民館	〃 中村190番地の1
第10投票区	栗田幼稚園	〃 上司261番地の4
第11投票区	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
第12投票区	矢原公民館	〃 矢原69番地
第13投票区	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
第14投票区	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
第15投票区	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
第16投票区	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
第17投票区	浜公民館	〃 日置590番地
第18投票区	上公民館	〃 日置2583番地の7
第19投票区	下世屋公民館	" 下世屋(山口神社前)
第20投票区	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
第21投票区	畑婆爺ニアセンター	〃 畑277番地
第22投票区	宮津市デイサービスセンターせんごく	〃 岩ヶ鼻38番地

# 第850号

第23投票区	田原公民館	"	田原76番地の1
第24投票区	里波見公民館	IJ	里波見623番地
第25投票区	日ヶ谷地区公民館	IJ	日ヶ谷5126番地
第26投票区	由良地区公民館(由良の里センター)	11	由良1289番地の1

\* \* \* —

# 宮津市選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、平成29年11月19日の京都 府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成29年11月10日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投 票 所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後7時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第21投票所	午前7時から午後6時まで
第23投票所	午前7時から午後7時まで
第25投票所	午前7時から午後7時まで

— \* \* \* <del>-----</del>

# 宮津市選挙管理委員会告示第36号

平成29年11月19日執行の京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成29年11月10日

宮津市選挙管理委員会 委員長 堀 口 善 一

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者		
1. 投景区名	住所	氏 名	住 所	氏 名	
第1投票区		森口英一		松本隆幸	
"2"		林﨑芳紀		大島恵美	
<i>"</i> 3 <i>"</i>		佐田野 享		西原真弥	
"4"		廣瀬政夫		森山領介	
<i>"</i> 5 <i>"</i>		松井正之		廣瀬知子	
<i>"</i> 6 <i>"</i>		髙村一彦		小谷全弘	
"7"		小 牧 美 忠		大和陽三	
<i>"</i> 8 <i>"</i>		田中修二		上高ゆみ	
<i>"</i> 9 <i>"</i>		中嶋章夫		谷口博美	
" 10 "		河島文衛		長澤嘉之	
" 11 "		沖 光博		長澤伸司	
" 12 "	<省 略>	三宅秀明	   <省 略>	橋本和実	
" 13 "	\   #U /	安東直紀	\	小谷陽介	
" 14 "		河嶋 学		河 原 亜紀子	
" 15 "		宮﨑茂樹		佐々木 義 照	
" 16 "		永 濱 智恵美		廣野俊輔	
" 17 "		横谷宏明		梅本禎久	
" 18 "		大上仁志		石川由美	
" 19 "		大銅浩助		黒田 浩	
" 20 "		居 村 真		千坂季成	
" 21 "		山根洋行		藤原健二	
# 22 #		前田 繁		藤原節夫	
# 23 #		辻 村 範 一		谷口宏幸	
" 24 "		河原浩志		内藤進介	

11 25 II	<省 略>	松島義孝	<省 略>	黄前	佳 之
" 26 "	- <省 略>	矢 野 善 記	- <省 略>	角野	整

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第37号

平成29年11月19日執行の京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙の開票の場所及び日時は、 次のとおりである。

平成29年11月10日

宮津市選挙管理委員会 委員長 堀 口 善 一

1 開票場所

開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地

2 開票日時

平成29年11月19日 午後9時

\* \* \* —

# 宮津市選挙管理委員会告示第38号

平成29年11月19日執行の京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における開票管理者及び 同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成29年11月10日

宮津市選挙管理委員会 委員長 堀 口 善 -

#### 開票管理者

住 所 <省 略>

氏名堀口善一

開票管理者職務代理者

住 所 <省 略>

氏 名 白 石 肇 子

\* \* \* —

#### 宫津市選挙管理委員会告示第39号

平成29年11月19日執行の京都府議会議員官津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成29年11月10日

宮津市選挙管理委員会 委員長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成29年11月16日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

\* \* \* -----

# 宮津市選挙管理委員会告示第40号

平成29年11月19日執行の京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における期日前投票所を、 次のように定める。

平成29年11月10日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票所名	建	物	の	名	称	所	在	地	
期日前投票所	宫	津	市	役	所	宮津市字柳縄	手345番	地の 1	

#### 宮津市選挙管理委員会告示第41号

平成29年11月19日執行の京都府議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における期日前投票所投

票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。 平成29年11月10日

#### 宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

期日前投票所投票管理者							
住 所	氏	名	職務を行うべき日				
	堀口	<b>姜</b> 一	平成29年11月11日				
	堀口善一 	<del>   </del>	平成29年11月15日				
	白 石	肇 子	平成29年11月12日				
<省 略>	白石	<b>学</b> 丁	平成29年11月16日				
1	前 田	良二	平成29年11月14日				
		R —	平成29年11月18日				
	後藤	信子	平成29年11月13日				
	後藤	16 丁	平成29年11月17日				

期日前投票所投票管理者職務代理者							
住	氏名 職務を行うべき日						
<省	略>	安日	宣	孝	平成29年11月11日から 平成29年11月18日までの日		

# 宫津市選挙管理委員会告示第42号

平成29年11月10日付け宮津市選挙管理委員会告示第37号で告示した平成29年11月19日執行の京都府 議会議員宮津市及び与謝郡選挙区補欠選挙における開票の時刻は、10分繰り上げ午後8時50分とする。 平成29年11月19日

> 官津市選挙管理委員会 委員長 堀 口 善 一

#### 宮津市選挙管理委員会告示第43号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年12月1日

宮津市選挙管理委員会 委員長 堀 口 善 一

321人 \* \* \* ———

# 宮津市選挙管理委員会告示第44号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、 選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に 要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年12月1日

宮津市選挙管理委員会 委員長 堀 口 善 一

5,348人 \* \* \* ———

#### 宮津市選挙管理委員会告示第45号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の

数は、次のとおりである。 平成29年12月1日

> 宮津市選挙管理委員会 委員長 堀 口 善 一

2,674人

# 農業委員会

# 《告示》

宮津市農業委員会告示第15号 宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。 平成29年12月1日

宮津市農業委員会 会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成29年12月8日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題

議案第32号 農地法第3条の許可申請に係る許可について 議案第33号 非農地証明について 議案第34号 農用地利用集積計画について